

不受理申出について

自分の知らない間に自身の意思に基づかない届書が提出され、戸籍に真実でない記載がされるのを防止するための申出です。(戸籍法第27条の2第3項)

対象となる届書は、届出によって身分行為(身分の取得や変動)の効力が生じる「創設的届出」となる婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届、認知届となります。

ただし、外国法により成立した、又は、裁判により確定したことによる「報告的届出」は、この不受理申出をしても受理されます。

○申出人

不受理申出をする本人(本人が15歳未満の場合は法定代理人)

※自身が届出人になる届書についてのみ申出可能。

○申出先

在外公館(注)、日本の市役所又は町村役場

(注) 外国籍の方が申出する場合

外国籍の方も日本人を相手方とする不受理申出をすることができますが、在外公館では、外国籍の方からの不受理申出を受け付けることはできません。(在外公館で申出できるのは、日本人のみとなります。)

従いまして、外国籍の方は、原則として、日本の市区町村役場の窓口に出頭して不受理申出を行う必要がありますが、疾病その他やむを得ない事由により自ら出頭できない場合は、①申出をする旨、②申出の年月日、③申出する者の氏名、出生年月日、住所及び戸籍の表示等を記載した公正証書を提出する等で当該申出をする者が本人であることを明らかにすること(戸籍法施行規則第53条の4第4項)により、書面の送付により申出ができる場合もありますので、申出予定の市区町村役場の担当部署に適宜問い合わせてください。

○申出方法

申出人本人(本人が15歳未満の場合は法定代理人)が在外公館、市区町村役場に出頭して行う必要があります。

不受理申出は、申出人本人からしか行うことができませんので、郵送や代理人による申出はできません。ただし、本人が疾病その他やむを得ない事由

により自ら出頭できない場合は、申出を予定している在外公館、市区町村役場までお問い合わせください。

○申出に必要なもの

- ①不受理申出書 2通（在外公館の領事窓口にあります。）
- ②申出人のご本人確認書類（旅券等）
- ③15歳未満の者について申出を行う場合は、法定代理人であることを証明する書類 原本1通・写し1通


○不受理申出の期限

不受理申出の有効期間は、申出人本人が窓口に出頭して対象の届出をするか、不受理申出の「取下げ」をしない限り、無期限です。

届
不受理申出

平成 年 月 日申出

殿

受付 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日
番号 第 号	
送付 平成 年 月 日	
発収簿番号 第 号 整理番号 第 号	
書類調査	戸籍調査

不受理申出の対象となる届出		過去にした の届出の不受理申出 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
申出人の表示等		申出人	夫又は妻 (特定されている場合)
	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	住 所 (住民登録をしているところ)	番地 番 号	番地 番 号
	本 籍	番地 番	番地 番
その他	筆頭者の氏名	筆頭者の氏名	

上記届出がされた場合であっても、わたしが市区町村役場に出頭して届け出たことを確認することができなかつたときは、これを受理しないよう申出をします。

申 出 人 署 名 押 印	
------------------	---

記載例1 不受理申出（妻から協議離婚の不受理申出をする場合）

離婚届 不受理申出 平成26年 9月12日申出 在英國日本国大使 殿	受付 平成26年 9月12日		発送 平成 年 月 日	
	番号 第 815 号		公館印	
	送付 平成 年 月 日			
	発収簿番号 第 号 整理番号 第 号			
書類調査		戸籍調査		
不受理申出の対象となる届出		離婚の届出 過去にした離婚の届出の不受理申出 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
申出 人 の 表 示 等	申出人		夫又は妻 (特定されている場合)	
	氏 名 甲 野 梅 子		甲 野 太 郎	
	生 年 月 日 昭 和 5 2 年 1 0 月 5 日		昭 和 4 8 年 6 月 2 3 日	
	住 所 英国ロンドン市西6区 タッソー通り5 番地		番地 番 号	
	本 籍 東京都中央区 銀座四丁目5 番地		東京都中央区 銀座四丁目5 番地	
その他	筆頭者の氏名 甲野 太郎		筆頭者の氏名 甲野 太郎	

上記届出がされた場合であっても、わたしが市区町村役場に出頭して届け出たことを確認することができなかつたときは、これを受理しないよう申出をします。

申 出 人 署 名 押 印	甲 野 梅 子 印
------------------	-----------

注意事項

- 1 あなた自身が届出の当事者でない届出についての不受理申出は、することができません。
- 2 この不受理申出書は、できるだけ本籍地の市区町村に提出してください。
- 3 原則として、申出人ご本人であることを確認することができる書類を提示する必要があります。
- 4 原則として、不受理申出は、郵送による方法は認められません。
- 5 あなたが不受理申出をした後に転籍等により本籍地を他の市区町村に変更した場合には、以後、この申出は新本籍地市区町村に対する申出となります。
- 6 不受理の取扱いをすることについて市区町村・法務局からお問合せをする場合がありますので、確実な連絡先を記載してください。
- 7 不受理申出の意思を改めた場合には、原則として、ご本人であることを確認することができる書類を提示の上、自分で署名押印した取下書を窓口へ提出してください。
- 8 相手方を特定した不受理申出に係る届出が適法に受理された場合には、この申出は、効力を失います。

申 出 人 連 絡 先 (連絡方法の希望)	英国ロンドン市西6区タッソー通り5 電話 012-34567 〔 希望 午後4時以降電話連絡願います。 〕
-----------------------------	---

在外公館使用欄	項 目	処 理	処 理 内 容 等
	受領日時分		平成26年 9月12日 13時30分
	本人出頭		<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	本人確認方法		免・ <u>旅</u> ・住・その他 ()
	不受理申出人の本籍の変更等による送付		送 付 年 月 日 発收簿番号 第 号 新本籍地
	取下げ(失効)となった日及び事由		年 月 日 取下・失効 (失効事由)

不受理申出の取下げ 平成 年 月 日取下げ 殿	受付 平成 年 月 日		発送 平成 年 月 日	
	番号 第 号		公館印	
	送付 平成 年 月 日			
	発取簿番号 第 号			
整理番号 第 号				
書類調査		戸籍調査		

げ を す る 申 出	対象となる届出		
	申 出 人 氏 名	取 下 げ 時	不受理申出時 (※)
	生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	住 所 (住民登録をして いるところ)	番 地 番 号	番 地 番 号
	本 籍	番 地 番 号	番 地 番 号
	筆頭者の氏名	筆頭者の氏名	
そ の 他			

※取下げ時と異なるときだけ記載してください。

上記届出がされた場合であっても、わたしが市区町村役場に出頭して届け出たことを確認することができなかったときは、これを受理しないよう申出をしていましたが、当該申出について取下げをします。

取下げをする者の 署 名 押 印	印
連 絡 先 (連絡方法の希望)	電話 ()

注意事項

- 1 この不受理申出の取下げは、できるだけ本籍地の市区町村に提出してください。
- 2 原則として、この不受理申出の取下げは、郵送による方法は認められません。
- 3 原則として、取下げを行う方ご本人であることを確認することができる書類を提示する必要があります。
- 4 不受理の取下げの取扱いをすることについて市区町村・法務局からお問合せをする場合がありますので、確実な連絡先を記載してください。
- 5 取下げをする方の氏名等が不受理申出をされた後に変更されている場合には、変更を証する書面の提出を求めることがあります。

在外公 館使用 欄	項目	処理	処 理 内 容 等
	受領日時分		平成 年 月 日 時 分
	本人出頭		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	本人確認方法		免・旅・住・その他 ()

記載例2 不受理申出の取下げ（夫から離婚届不受理申出の取下げをする場合）

不受理申出の取下げ 平成26年10月21日取下げ 在フランス日本国大使 殿	受付 平成26年10月21日	発送 平成 年 月 日	
	番号 第 830 号	公館印	
	送付 平成 年 月 日		
	発収簿番号 第 号		
整理番号 第 号	書類調査	戸籍調査	
げ を す る 申	対象となる届出	離婚届不受理申出	
	申 出 人	取 下 げ 時	不受理申出時（※）
	氏 名	スミス ウェイン	
	生 年 月 日	西暦1965年11月7日	年 月 日
	住 所 (住民登録をして いるところ)	フランス国パリ市第3区 ロア通り10番地 番 号	東京都千代田区霞ヶ関 二丁目2番地 番 1号 番 号
本 籍	アメリカ合衆国 番地 番 号	番地 番 号	
そ の 他	筆頭者の氏名		筆頭者の氏名
	本籍地：東京都千代田区霞ヶ関二丁目2番 筆頭者：甲野 春子 氏 名：甲野 春子		

※取下げ時と異なるときだけ記載してください。

上記届出がされた場合であっても、わたしが市区町村役場に出頭して届け出たことを確認することができなかったときは、これを受理しないよう申出をしていましたが、当該申出について取下げをします。

取下げをする者の 署 名 押 印	スミス ウェイン 印
連 絡 先 (連絡方法の希望)	フランス国パリ市第3区ロア通り10番地 電話 012-34567 (希望 午後4時以降電話連絡願います。)

注意事項

- 1 この不受理申出の取下げは、できるだけ本籍地の市区町村に提出してください。
- 2 原則として、この不受理申出の取下げは、郵送による方法は認められません。
- 3 原則として、取下げを行う方ご本人であることを確認することができる書類を提示する必要があります。
- 4 不受理の取下げの取扱いをすることについて市区町村・法務局からお問合せをする場合がありますので、確実な連絡先を記載してください。
- 5 取下げをする方の氏名等が不受理申出をされた後に変更されている場合には、変更を証する書面の提出を求められます。

在外公	項目	処理	処理内容等
館使用	受領日時分		平成26年 10月 21日 13時30分
欄	本人出頭	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
	本人確認方法	免(旅)住・その他()	